

令和6年度  
第5回知財勉強会

会員向け無料セミナー  
※非会員の方も有料で受講可能です

京都発明協会・大阪発明協会 共催

中国知財のプロが伝授！

# 商標・特許の最新事情

～中国市場を攻略するための知財戦略を

ハイブリッド形式でお届け～

令和7年

日時

2月6日(木) 15:00～16:30

会場

京都リサーチパーク 1号館 A会議室  
オンラインでも受講できます

中国の特許と商標について、それぞれのエキスパートが最新の判例を取り上げ、中国知財の最新事情を詳しく解説します。

## 第一部 <商標編>



講師 **呉 滌** 氏

商標弁理士 中国弁護士  
隆天特許法律事務所  
シニアパートナー  
商標著作権部部长

1999年  
2003～2005年  
2005～2011年  
  
2012年～

南開大学卒業  
南山大学 修士卒業  
特許業務法人 共立  
商標弁理士、中国市場担当  
隆天特許法律事務所  
商標著作権部部长

## 第二部 <特許編>



講師 **陳 林** 氏

中国弁理士 理学博士  
隆天特許法律事務所  
シニアパートナー  
日本オフィス代表

1995年 湖南大学卒業  
1995～1998年 湖南大学建築学部 助手  
2005年 神戸大学 博士卒業  
2005～2007年 東京大学 博士研究員  
2007年 原謙三国際特許商標事務所  
特許実務担当  
2010年 中科專利商標代理有限責任公司  
特許実務担当 中国弁理士  
2014年～ 隆天特許法律事務所  
日本オフィス代表

【お問い合わせ】

一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134  
京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター 2階  
TEL 075-315-8686 MAIL hatsumeij@ninus.ocn.ne.jp

京都発明協会検索

Q 京都発明協会



## 第一部：中国商標取得・権利行使における混同可能性の判断ポイント

近年の中国では、商標の悪意登録行為を規制し、商標市場の秩序を規範化するため、混同の可能性を類似商標の判断基準の一つとしている。

商標権利侵害事件において、2013年に改正された「商標法」第57条第(2)項には、類似商標を判断するための構成要件として混同の可能性を明確にしている。その旨、最高人民法院の関連司法解釈も明らかにした。

第一部では、中国の商標審査・審判の状況を紹介するとともに、最新の判例を取り上げ、商標権の取得及び権利行使における混同可能性の判断基準・その相違点を説明する。

## 第二部：中国専利権の侵害訴訟

中国の専利侵害訴訟案件数は年々増加しており、2023年において4万4711件に達し、前年と比べて14.73%増になった。また、2020年専利法の第4次改正によって導入された最大5倍の懲罰的損害賠償制度や、専利侵害案件にかかる人民法院の管轄権の改定などにより、中国知的財産権保護の司法環境は改善され、訴訟双方原告被告とも外国企業であって中国を選んで権利行使する案件もよく見られている。

第二部では、中国における専利侵害訴訟の人民法院管轄の改定及び中国最高人民法院による直近5年の二審案件判決の状況及び分析を紹介する。

### <申込方法>

Web申込フォームからお申込ください



申込締切  
2月3日(月)

▲申込フォーム

### <講義形式>

第一部 呉滌先生：中国から**オンライン**講義

第二部 陳林先生：会場での**リアル**講義

### <参加形式>

- ・会場：  
京都リサーチパーク 1号館 4階 A会議室  
(京都市下京区中堂寺南町134 JR丹波口駅 徒歩5分)
- ・オンライン： Zoom利用予定

### <定員>

会場：25名 / オンライン：50名

### <参加費>

- ・会員：無料(京都発明協会・大阪発明協会)
- ・非会員：有料(1,100円 税込み)  
※会員優先のため、定員に満たない場合にご参加いただけます

### <詳細>

京都発明協会のホームページでご確認いただけます。(お申込も可能)



▲京都発明協会HP

■振込先銀行  
京都銀行 西七条支店(125) 普通 3249794

■口座名義  
一般社団法人京都発明協会

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担ください

京都発明協会検索

京都発明協会

